

事業報告書

(自 令和5年 5月 1日 至 令和6年 4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 亀田純歯科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市銅座町14番8号
- (3) 設立認可年月日 平成 6年 9月21日
- (4) 設立登記年月日 平成 6年 9月30日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	亀田純歯科医院	長崎県長崎市銅座町14番8号	

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年 6月9日 令和4年5月1日～令和5年4月30日決算の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 亀田純歯科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎市銅座町 1 4 番 8 号

貸借対照表
(令和 6 年 4 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,940	I 流 動 負 債	21,759
II 固 定 資 産	1,124	II 固 定 負 債	566
1 有 形 固 定 資 産	981	負 債 合 計	22,325
2 無 形 固 定 資 産	143	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	0	科 目	金 額
		I 資 本 金	8,500
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	△ 27,761
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	△ 19,261
資 産 合 計	3,064	負債・純資産合計	3,064

様式 4－2

法人名 医療法人 亀田純齒科医院
所在地 長崎市銅座町 1 4 番 8 号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 5 年 5 月 1 日 至 令和 6 年 4 月 3 0 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	5,856
2 事業費用	7,868
本来業務事業利益	△ 2,012
事業利益	△ 2,012
II 事業外収益	607
III 事業外費用	0
経常利益	△ 1,405
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	△ 1,405
法人税等	71
当期純利益	△ 1,476

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 亀田純歯科医院
所在地 長崎市銅座町 1 4 番 8 号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和 6 年 4 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	3,065 千円
2. 負 債 額	22,325 千円
3. 純 資 産 額	△19,261 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,940
B 固 定 資 産	1,124
C 資 産 合 計 (A + B)	3,064
D 負 債 合 計	22,325
E 純 資 産 (C - D)	△ 19,261

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 亀田純歯科医院

理事長 亀田 純輔 殿

私は、医療法人 亀田純歯科医院 の令和5年会計年度（令和5年 5月 1日から令和6年 4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年 7 月 2 日

医療法人 亀田純歯科医院

監事 吉野谷 健

